

年 月 日

（届出先）

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金 共同事業実施規約

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する一連の補助金交付申請に係り、甲（要綱に規定する、住宅事業者等）及び乙（要綱に規定する、補助対象世帯の構成員であり、補助対象工事のための工事契約又は対象住宅を取得するための売買契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本契約を乙と共同で甲と締結する者）は、お互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に横浜市省エネ住宅住替え補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、下記の取り決めを確認する。

記

（要件等の確認）

- 第1条 甲及び乙は、本補助金の要綱をよく参照し、補助対象の要件に合致することを確認するとともに、要綱に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の交付申請にあたり、本規約及び要綱が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、次の各号全てについて、了解する。
- （イ） 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
- （ロ） 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、市長の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ハ） 甲から横浜市に提出した乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報の利用、保存及び管理には、要綱に規定するもののほか、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）が適用されること。

- (ニ) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守すること。
- (ホ) 要綱第19条に規定する効果分析等調査について協力することを了解する。

(申告)

第2条 甲は、次の各号を乙に申告する。

- (イ) こどもエコすまい支援事業補助金交付規程（令和5年1月17日作成 こどもエコすまい支援事業事務局）第5の規定により、「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者であること。
- (ロ) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (ハ) 補助金予約承認の有無。

2 乙は、次の各号を甲に申告する。

- (イ) 要綱第2条第1項で規定する子育て世帯等であること。
- (ロ) 要綱第15条で規定する補助金の交付を受けた場合、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (ハ) 世帯の構成員いずれもが過去に要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (ニ) 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、補助金交付の決定日が属する年度末までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。
- (ホ) 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、補助金交付の決定日の属する年度内に、世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合については、この限りでない。

ア 子育て世帯等である世帯が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、補助金交付の決定日が属する年度内に、従前の子育て世帯等である世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合

イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が当該者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に住替え前から居住しており、当該住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録が既になされている場合

ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の全員が対象住宅の所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合

3 乙は、次の各号の全ての要件を満たすことを甲に申告する。

- (イ) 住替え予定者が所有する物件から、対象住宅への転居ではないこと。ただし、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。
- (ロ) 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (ハ) 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

（交付申請等）

第3条 要綱に規定された本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、横浜市がホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
- 3 本補助金の交付決定後に、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに対象住宅に入居し、甲が行う実績報告のために当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。
- 4 甲は、補助金申請に係り知りえた乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報及び申請書類について、当初の目的以外に利用してはならない。

（本補助金の支払と還元）

第4条 本補助金は、要綱に規定される手続きをもって横浜市から甲へ交付される。

- 2 甲が本補助金の交付を横浜市から受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
 - ① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法

（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

第5条 甲及び乙は、以下の各号に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
- (ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
- (ニ) その他、横浜市が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

(補助金の返還等)

第6条 甲及び乙は、要綱第17条に規定する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

- 2 横浜市は、前項及び第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及び乙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを横浜市に提出するものとする。

甲（住宅事業者等^{※1}）

住所

事業者名

代表者氏名^{※2} 印

担当者氏名

電話

E-mail

乙（補助対象世帯の構成員のうち、要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）

住所

氏名^{※2} 印

電話

E-mail

丙（乙と共同で要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）

住所 乙と同居 乙と非同居（住宅の取得後に同居）

氏名^{※3}

※1：工事契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

※2：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※3：乙が記名する。